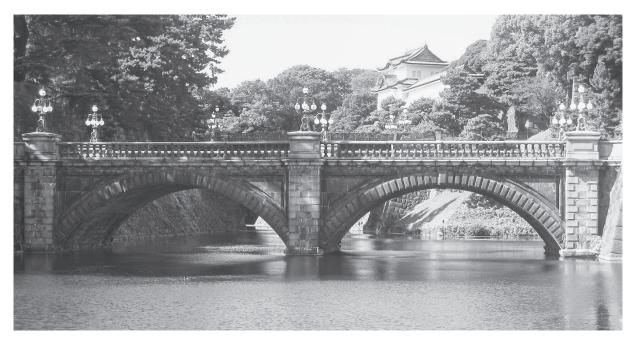
令和5年 1月1日 第142号

全植檢協通報

《 発 行 》 一般社団法人全国植物検疫協会 東京都千代田区内神田 3 - 4 - 3 Tel 0 3 (5 2 9 4) 1 5 2 0



新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、会員や関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。また、旧年中は皆様より当協会へ特段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事やイベントなどが規模縮小や開催方法の変更を余儀なくされましたが、当協会の総会は関係者のご協力もあり、3年ぶりに対面で開催することができました。

昨年はロシアのウクライナ侵攻に関するニュースが連日報道されるとともに、夏以降は 円安による影響もニュースとなりました。今年は経済活動がより活発となり、活気ある市 民生活が継続する一年になればと願っております。

昨年5月、植物防疫法の一部を改正する法律が公布され、今年4月1日からの施行が予定されております。この法律改正に伴い、中

古農機が植物検疫の対象になるなど、多くの 改正が行われておりますが、新しい法律が円 滑に運用されるよう当協会も協力して参りた いと考えております。また、本年8月からは 植物検疫証明書の添付が厳格化されることか ら、本件に関する情報についても皆様に迅速 にお知らせしたいと思います。

農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「令和4年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を受託し、相談窓口となる地域協会と連携し事業を推進して参りました。本年3月までの事業期間ですが、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも健全な協会運営に努めつつ、農林水産省担当部局との連携をより一層密にし、当会事業を円滑に推進する所存ですので、引き続き皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

沖縄における植物検疫の現状について

那覇植物防疫事務所

はじめに

沖縄における植物検疫は、昭和2(1927)年に那覇港が輸入・移入・輸出の検疫を行う港として指定された時に始まり、戦後、アメリカ政府統治下の琉球植物防疫所を経て、昭和47(1972)年の沖縄復帰により那覇植物防疫事務所が発足しました。現在は那覇の本所と併せ、嘉手納、那覇空港、平良及び石垣の4出張所が設置されています。

那覇植物防疫事務所の主な業務は、①「輸入検疫」、②「輸出検疫」、③県内発生の特殊病害虫の移動取締り、日本国内への侵入を特に警戒する病害虫の侵入警戒調査等を行う「国内検疫」となっており、2021年1月~12月の検査実績は以下のとおりです。

1. 輸入検疫

(貨物) 那覇港における検査件数は、1.458件 で主な品目・数量は苗類・球根類 395 万個、 種子13トン、生果実13千トン、野菜3千ト ン、穀類・豆類 52 千トン、雑品類 27 千トン です。輸送方法では、コンテナー貨物が全体 の件数の98%です。なお検疫有害動植物付着 により不合格となり消毒となったものが 129 件、4千トン、廃棄(返送含む)となったも のが1件1kgでした。沖縄本島中部にある金 武中城港における検査件数は、17件で、主な 品目・数量は穀類8千トン、雑品類145千ト ンです。那覇空港における検査件数は、46件、 65,012 個、129 本で、主な品目は台湾、タイ からのラン苗、熱帯果樹の苗木等です。これ らは羽田空港で積替え確認を受けた後に輸入 された貨物であり、新型コロナ感染症拡大に よる国際線定期便が全便運休で、那覇空港に 直接輸入された貨物はなく、大幅な減少とな っています。石垣港における検査件数は、7件、 117トンで、品目はベトナムからの乾燥ビー ル粕、タピオカ粕及びココヤシ生果実です。

(携帯品) これまでは中国本土、台湾からの入港実績が多々あった海外からのクルーズ船、航空機の実績は管内各海空港とも、新型コロ

ナ感染症拡大の影響により全く無いため、携 帯品検査実績はありません。

(国際郵便物) 那覇中央郵便局での検査実績は、2,168件、25,539個、2,956kgです。感染症拡大の影響により、航空旅客の携帯品として持込まれていた植物の輸入が郵便物に切り替わった等の理由から、種苗類を中心に検査件数は最近大幅に増加しています。主な品目はリュウゼツラン科苗、ラン科苗、野菜種子及び漢方薬等です。

(米軍関係) 在沖米軍基地内で消費される検疫対象植物の那覇港における検査実績は 49件、35トン、これらは、米国、タイからのコメですべて合格でした。また嘉手納飛行場での米軍人、軍属及びその家族が携行する植物及び郵便として輸入される植物の検査実績は、携帯品 19件、20kg、郵便物 71件、38個、107kg、1㎡でした。このうち、携帯品9件、10kg、郵便物11件、15kgを輸入禁止品、携帯品10件、10kg、郵便物38件、38個、44kg、1㎡が検査証明書無添付による不合格となっています。

(隔離検疫) 豊見城圃場における隔離栽培検査は、8件、211個で、品目はイギリス産ラズベリー苗、アメリカ産ラズベリー苗などです。

2. 輸出検疫

管内における輸出検査実績は、345件、35 千個、74tでした。主な品目は、インドネシア 向けキク穂木、台湾向けソテツ種子、マレー シア向け精米、タイ向け生果実、中国向け冷 凍モズクなどです。

3. 国内検疫

沖縄各島に侵入・定着していたウリミバエ、ミカンコミバエ種群については、1972年から沖縄県を実施主体として不妊虫放飼法、雄除去法による根絶事業が開始され、最終的に1993年の八重山諸島のウリミバエ根絶をもってすべての地域から両種を根絶することに成功しました。根絶後も台湾、フィリピン等近隣地域からの再飛来に備えて沖縄県

全域で沖縄県を実施主体とする不好虫放飼及 びテックス板の散布による再侵入防止防除 を実施しています。更に沖縄県と当所で侵



(ミバエ侵入警戒調査風景)

入警戒調査を分担して行っています。また、 当所では依然として沖縄に分布している特殊 病害虫のカンキツグリーニング病、アリモ ドキゾウムシ等の本土への侵入を防ぐため 本土向け等の便がある空港、海港などで移 動取締り、各種広報を鋭意実施しています。 将来に向けて

沖縄は古来より人の往来・物流が盛んな地 域です。一方、日本の南西部に位置すること から、アジアの近隣地域から侵入する病害虫 を阻止する最前線でもあります。当所は、病 害虫侵入阻止の関所として、この先も関係機 関と連携し、適切な検疫業務を行っていきま す。

令和4年度植物検疫全国研修会について

本年度の全国研修会は次の日程で開催す る予定です。多数の参加をお待ちしていま す。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行 状況により、開催方法を変更する場合もあ ります。

日時: 令和5年2月2日(木) 13時~17時

場所:TKP 神田駅前ビジネスセンター (千代田区鍛冶町 2-2-1)

演題:① 植物防疫法の改正について(仮題)

農林水産省植物防疫課課長補佐 二階堂孝彦氏

- ② 外国産米麦の農産物検査について(仮題) (一財) 全国瑞穂食糧検査協会常務理事 荻島雅洋氏
- ③ 日本産農産物の輸出について(仮題) JA 全農インターナショナル(株)社長 住吉弘匡氏
- ④ 植物検疫を巡る最近の状況(仮題) 農林水產省植物防疫課課長補佐 皿海宏樹氏

現地見学会(現地集合、現地解散)

日時:令和5年2月3日(金) 10:00~12:00 場所:羽田空港(植物防疫所等の検疫施設見学)

ベトナム産りゅうがん生果実が輸入解禁

令和4年11月18日、農林水産省はベトナ ム産りゅうがん生果実の輸入に関し、植物防

公布し、同日付けで施行しました。これに伴い、 「ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物 疫法施行規則(省令)の一部を改正するとと 検疫実施細則」(局長通達)が制定されました。 もに、農林水産大臣が定める基準(告示)を主な植物検疫条件は次のとおりです。①ベト

ナムで生産されたりゅうがん生果実で、船積 み貨物又は航空貨物として輸入されたもので あること、②低温処理施設又は低温処理コン テナーにおいて生果実の中心温度が摂氏 1.3 度となった後、引き続き 13 日間その温度以下 で消毒すること、③検査及び消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること、④ベトナム植物防疫機関が発行した植物検疫証明書(P/C)が添付されたものであること等です。

第2回「植物防疫検討会」での議論

令和4年12月16日、農林水産省三番町共用会議所において第2回植物防疫検討会が開催されました。本会では、法律改正に伴い植物防疫法第17条の2(緊急防除実施基準)が新設されたことから、ウリミバエやチチュウカイミバエ等9種の病害虫の発生状況に関す

る調査方法(発生範囲特定調査、防除効果確認調査等)及び防除の内容(栽培制限、移動制限、消毒・廃棄等)等について議論が行われました。なお、主催者から9種病害虫の緊急防除実施基準を農林水産省告示として公表する予定との説明がありました。

植物防疫法施行規則等の一部改正に係る公聴会について

令和4年12月16日、農林水産省三番町共用会議所において公聴会が開催されました。本会において意見を聴こうとする主な事項は、①検疫有害動植物(植物防疫法施行規則別表1、1の2、2、2の2、3)の発生地域、寄主植物等の見直し、非検疫病害虫(スイセンハナアブ等3種)の追加、②輸入植物検疫規程及び

輸出植物検疫規程の見直し、③モロッコ産マンダリン等の生果実の輸入解禁等で、公述人からは令和5年4月1日に施行される改正植物防疫法により新たに植物検疫の対象となる中古農業機械について、検査すべき数量や検査の結果不合格となった際の検疫措置について質問がありました。

事務局便り

2月2.3日 令和4年度植物検疫全国研修会

2月16日 第14回業務企画委員会(全農薬ビル)

3月9日 第33回理事会(アートホテル日暮里ラングウッド)

5月中旬 第34回理事会(書面決議)

6月12日 第35回理事会、第13回定時社員総会(アートホテル日暮里ラングウッド)

THE WAS A CAL MAY A CAL MA

編集後記

昨年はサッカーワールドカップが開催され、日本は見事ベスト 16 になり大いに盛り上がりました。

今年は9月にフランスでラグビーのワールドカップが開催されます。サッカー同様、日本代表チーム:愛称ブレイブ・ブロッサムズ(勇敢なる桜の戦士たち)も活躍し、桜の花を咲かせてもらいたいと思います。

この一年、皆様が健康で幸多い年でありますようお祈り致します。